

監査公表第 540 号

地方自治法第 199 条第 1 項, 第 5 項及び第 7 項の規定による監査を実施し, 同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告を決定したので, 次のとおり公表します。

平成 18 年 8 月 10 日

京都市監査委員	青	木	善	男
同	久	保	省	二
同	江	草	哲	史
同	藤	井		昭

平成 18 年度財政援助団体等監査公表

監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者監査)

監査の対象年度 平成 17 年度

監査の実施期間 平成 18 年 6 月から同年 8 月まで

監査の方法 関係帳簿, 証書類等を審査し, 文書及び口頭による質問調査を行い, 必要なものについて実地調査を行った。

監査の対象とした団体及び本市所管課並びに問題点は, 以下のとおりである。

表記に関する注意事項

- 注 1 団体の概要については、平成 17 年 4 月 1 日現在の状況で記載している。
- 2 文中に用いる金額は、10,000 円未満を切り捨てて表示した。
- 3 文中に用いる比率は、小数点以下第 2 位を四捨五入した。
- 4 表中に用いる金額は、1,000 円未満を切り捨てて表示した。そのため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
- 5 表中に用いる「0」は該当数値はあるが単位未満のもの、また、「-」は該当数値がないものを示す。

1 社会福祉法人京都社会事業財団

(1) 団体の概要

代 表 者	会長 松原義人	設立年月日	昭和 27 年 5 月 20 日
事務所所在地	京都市西京区山田平尾町 17 番地		
目 的 (団体の定款から抜粋)	<p>社会福祉法人京都社会事業財団は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>ア 第一種社会福祉事業</p> <p>(7) 児童養護施設 つばさ園の設置経営</p> <p>(イ) 特別養護老人ホーム 京都厚生園の設置経営</p> <p>(ウ) 特別養護老人ホーム 京都市桂川特別養護老人ホームの受託経営</p> <p>(エ) 身体障害者療護施設 京都市桂川療護園の受託経営</p> <p>(オ) 身体障害者福祉ホーム 京都市桂川福祉ホームの受託経営</p> <p>イ 第二種社会福祉事業</p> <p>(7) 低額診療施設及び助産施設 京都桂病院の設置経営</p> <p>(イ) 低額診療施設 西陣病院の設置経営</p> <p>(ウ) 保育所 北野保育園、二条保育園、東寺保育園及び昭和保育園の設置経営</p> <p>(エ) 簡易住宅 東九条住宅の設置経営</p> <p>(オ) 老人デイサービスセンター 京都厚生園の設置経営、京都市桂川老人デイサービスセンター及び京都市成逸老人デイサービスセンターの受託経営</p> <p>(カ) 老人短期入所事業 (京都厚生園及び京都市桂川特別養護老人ホーム)</p> <p>(キ) 身体障害者短期入所事業 (京都市桂川療護園)</p>		

	(ク) 老人介護支援センター 京都市在宅介護支援センター京都厚生園及び西陣病院の設置及び受託経営並びに京都市桂川在宅介護支援センター及び京都市成逸在宅介護支援センターの受託経営 (ケ) 老人居宅介護等事業 (京都厚生園) (コ) 身体障害者居宅介護等事業 (京都厚生園及び京都桂川園) (サ) 身体障害者デイサービス事業 京都市桂川障害者デイサービスセンターの受託経営
--	---

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

社会福祉法人京都社会事業財団は、次のとおり、京都市成逸在宅介護支援センター及び京都市成逸老人デイサービスセンターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主 な 事 業	本 市 所 管 課
京都市成逸在宅介護支援センター	京都市上京区堀川通寺之内上る2丁目下天神町 650 番地の1	在宅の要援護高齢者、その介護者等に対する総合的な相談業務	保健福祉局長寿社会部長寿福祉課
京都市成逸老人デイサービスセンター	同上	要介護状態等にある高齢者に対する通所による入浴及びレクリエーションの提供、食事の介護、機能訓練の実施	

イ 管理の状況

(ア) 京都市成逸在宅介護支援センター

a 事業の状況

在宅の要援護高齢者、その介護者等からの在宅介護等に関する各種の相談に対し、電話、面接及び訪問により、助言、指導等を行った。

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	注 平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
延べ相談者数	157	2,178	2,988
うち延べ訪問相談者数	57	820	1,195

注 京都市成逸在宅介護支援センターは、平成 16 年 2 月 1 日開設である。

平成 17 年度の延べ相談者数は、前年度に比べ 37.2 パーセント増加している。

c 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
委託料収入	3,752	人件費	4,931
経理区分間繰入金 (京都市成逸老人デイサービスセンターから)	1,926	事務費	579
その他	83	事業費	93
合 計	5,762	合 計	5,604

収支差額 158 千円

平成 17 年度の収支の状況を見ると、京都市成逸老人デイサービスセンターから 192 万円を繰り入れ、収支の均衡を図っている。

また、平成 17 年度の委託料収入は、業務量の増により、前年度に比べ 7.7 パーセント増加している。(表 1)

(表 1) 委託料収入の推移

(単位：千円)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
委託料収入	689	3,485	3,752

(イ) 京都市成逸老人デイサービスセンター

a 事業の状況

要介護状態等にある高齢者を送迎し、入浴及びレクリエーションの提供、食事の介護、機能訓練等を行った。

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	注 平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
延べ利用者数	187	6,266	7,248
1日の平均利用者数	3.7	20.3	23.4

注 京都市成逸老人デイサービスセンターは、平成 16 年 2 月 1 日開設である。

平成 17 年度の延べ利用者数は、前年度に比べ 15.7 パーセント増加している。

c 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
介護保険収入	75,475	人件費	51,130
利用料収入	3,896	事務費	12,068
その他	1,352	事業費	9,690
		経理区分間繰出金 (京都市成逸在宅介護支援センターへ)	1,926
		利用者負担減免額	69
合 計	80,724	合 計	74,885

収支差額 5,839 千円

平成 17 年度の収支の状況を見ると、583 万円の収入超過となっている。

また、平成 17 年度は、前年度に比べ、利用者の増により、利用料収入が 50.9 パーセント、介護保険収入が 11.3 パーセント、それぞれ増加している。(表 2)

(表2) 利用料収入及び介護保険収入の推移

(単位：千円)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
利用料収入	67	2,582	3,896
介護保険収入	1,778	67,833	75,475

ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

2 社会福祉法人積慶園

(1) 団体の概要

代 表 者	理事長 西村淳晨	設立年月日	昭和 40 年 4 月 5 日
事務所所在地	京都市西京区榎原角田町 1 番地の 42		
目 的 (団体の定款か ら抜粋)	社会福祉法人積慶園は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 ア 第一種社会福祉事業 (7) 児童養護施設 積慶園の設置経営 (1) 乳児院 積慶園の設置経営 イ 第二種社会福祉事業 (7) 児童厚生施設 京都市嵯峨野児童館の受託経営 (1) 児童厚生施設 京都市嵯峨野児童館太秦分室の設置経営		

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

社会福祉法人積慶園は、平成 17 年 4 月 1 日から次のとおり、京都市嵯峨野児童館の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	本市所管課
京都市嵯峨野児童館	京都市右京区嵯峨野 秋街道町 35 番地の 1	学童クラブ事業、健全 な遊び場の提供	保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課

イ 管理の状況

(7) 京都市嵯峨野児童館（平成 17 年度の学童クラブ事業については、太秦分室を含む。）

a 事業の状況

18 歳までの児童とその保護者が自由に来館して遊ぶ場所を提供するとともに、放課後留守家庭の児童（小学 1 年生から 3 年生まで）を対象とする登録制の学童クラブ事業等を行った。

また、地域における児童の健全育成に関する事業を企画、支援した。

b 利用の状況

() は、年度当初登録児童数

(単位：人)

区 分	注1 平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
延べ自由来館者数	6,703	11,229	14,040	15,299	13,934
延べ学童クラブ事業利用者数	4,773 注2 (44)	14,391 (65)	13,328 (62)	15,131 (68)	19,523 (90)
合 計	11,476	25,620	27,368	30,430	33,457

注 1 京都市嵯峨野児童館は平成 13 年 9 月 1 日開設、学童クラブ事業は同年 10 月 1 日開始である。

2 学童クラブ事業開始当初の登録児童数

延べ自由来館者数を過去 5 年間で見ると、平成 16 年度が最も多い数となっている。

c 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
委託料収入	22,163	人件費	19,360
利用料収入	4,439	事務費	2,194
その他	150	事業費	1,653
合 計	26,752	合 計	23,208

収支差額 3,544 千円

平成 17 年度の収支の状況を見ると、354 万円の収入超過となっている。

利用料収入は、平成 14 年 10 月から学童クラブ事業利用者の保護者負担金として収入されているものであり、平成 15 年度以降、増加傾向で推移している。(表 3)

また、委託料収入については、表 4 のとおりとなっている。

(表 3) 利用料収入の推移

(単位：千円)

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
利用料収入	-	1,069	2,263	3,286	4,439

(表 4) 委託料収入の推移

(単位：千円)

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
委託料収入	10,881	19,421	19,512	18,472	22,163

ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

3 社会福祉法人宏量福祉会

(1) 団体の概要

代 表 者	理事長 芹沢栄之	設立年月日	昭和 55 年 1 月 24 日
事務所所在地	京都市右京区山ノ内宮脇町 9 番地		

<p>目 的 (団体の定款から抜粋)</p>	<p>社会福祉法人宏量福祉会は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、次の事業を行う。</p> <p>ア 第一種社会福祉事業</p> <p>(7) 母子生活支援施設 野菊荘の設置経営</p> <p>イ 第二種社会福祉事業</p> <p>(7) 山ノ内児童館の受託経営</p> <p>(1) 放課後児童健全育成事業の受託</p>
----------------------------	--

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

社会福祉法人宏量福祉会は、次のとおり、京都市山ノ内児童館の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	本市所管課
京都市山ノ内児童館	京都市右京区山ノ内 宮脇町12番地の2	学童クラブ事業、健全な遊び場の提供	保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課

イ 管理の状況

(7) 京都市山ノ内児童館

a 事業の状況

18歳までの児童とその保護者が自由に来館して遊ぶ場所を提供するとともに、放課後留守家庭の児童(小学1年生から3年生まで)を対象とする登録制の学童クラブ事業等を行った。

また、地域における児童の健全育成に関する事業を企画、支援した。

b 利用の状況

() は、年度当初登録児童数

(単位：人)

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
延べ自由来館者数	8,531	8,367	9,044	9,460	7,998
延べ学童クラブ事業利用者数	9,541 (54)	9,523 (56)	10,763 (56)	10,279 (53)	10,353 (60)
合 計	18,072	17,890	19,807	19,739	18,351

平成 17 年度の利用の状況について、前年度と比べると、延べ自由来館者数は 15.5 パーセント減少している。

これは、主として、平成 16 年度に児童館開設 20 周年関連の事業が行われたことによるものである。

また、延べ自由来館者数を過去 5 年間で見ると、平成 17 年度は最も少ない数となっている。

c 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
委託料収入	17,046	人件費	16,729
利用料収入	2,599	事業費	1,975
その他	0	引当金繰入	939
合 計	19,645	合 計	19,645

平成 17 年度の収支の状況を見ると、収支差額を引当金に繰り入れたことにより収支同額となっている。

利用料収入は、平成 14 年 10 月から学童クラブ事業利用者の保護者負担金として収入されているものであり、各年度の推移は表 5 のとおりとなっている。

また、委託料収入を過去 5 年間で見ると、表 6 のとおりとなっている。

(表5) 利用料収入の推移

(単位：千円)

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
利用料収入	-	852	2,359	2,825	2,599

(表6) 委託料収入の推移

(単位：千円)

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
委託料収入	17,998	18,948	16,469	16,180	17,046

ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

4 社団法人京都市母子寡婦福祉連合会

(1) 団体の概要

代 表 者	会長 平野昭子	設立年月日	昭和 57 年 1 月 28 日
事務所所在地	京都市上京区柝形通出町西入上る相生町 98 番地		
目 的 (団体の定款か ら抜粋)	<p>社団法人京都市母子寡婦福祉連合会は、京都市内に在住する母子家庭及び寡婦家庭の福祉の増進を図ることを目的として、次の事業を行う。</p> <p>ア 母子家庭及び寡婦家庭の生活その他の相談及び指導</p> <p>イ 母子家庭及び寡婦家庭の教養向上並びに母子福祉制度の研修</p> <p>ウ 母子家庭についての調査、研究及び母子福祉施策の推進に関する事業</p> <p>エ 若年母子家庭対策に関する事業</p> <p>オ 母子福祉センターの管理及び運営に関する事業</p> <p>カ 母子家庭の母及び児童並びに寡婦を対象とした無料職業紹介事業所の設置並びにその管理及び運営に関する事業</p> <p>キ 京都市住吉児童館の管理及び運営に関する事業</p>		

ク その他目的を達成するのに必要な事業

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

社団法人京都市母子寡婦福祉連合会は、次のとおり、京都市住吉児童館の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	本市所管課
京都市住吉児童館	京都市伏見区大和町 568 番地	学童クラブ事業、健全 な遊び場の提供	保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課

イ 管理の状況

(7) 京都市住吉児童館

a 事業の状況

18 歳までの児童とその保護者が自由に来館して遊ぶ場所を提供するとともに、放課後留守家庭の児童（小学1年生から3年生まで）を対象とする登録制の学童クラブ事業等を行った。

また、地域における児童の健全育成に関する事業を企画、支援した。

b 利用の状況

() は、年度当初登録児童数

(単位：人)

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
延べ自由来館者数	14,602	13,970	14,359	13,843	14,371
延べ学童クラブ事業利用者数	12,749 (68)	12,873 (71)	14,635 (74)	15,469 (71)	16,612 (82)
合 計	27,351	26,843	28,994	29,312	30,983

平成 17 年度の利用の状況について、前年度と比べると、延べ自由来館者数は 3.8 パーセント、延べ学童クラブ事業利用者数は 7.4 パーセント、それぞれ増加している。

また、過去5年間を見ると、延べ学童クラブ事業利用者数は、近接地での児童の増加による登録児童数の増により年々増加している。

c 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
委託料収入	21,437	人件費	22,511
利用料収入	3,741	事業費	2,940
その他	272		
合 計	25,452	合 計	25,452

平成17年度の収支の状況を見ると、収支同額となっている。

利用料収入は、平成14年10月から学童クラブ事業利用者の保護者負担金として収入されているものであり、平成15年度以降、利用者の増により増加している。(表7)

また、委託料収入を過去5年間で見ると、表8のとおりとなっている。
(表7) 利用料収入の推移

(単位：千円)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用料収入	-	1,172	2,578	3,486	3,741

(表8) 委託料収入の推移

(単位：千円)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
委託料収入	20,147	20,631	20,721	20,696	21,437

ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

(監査事務局第二課及び同事務局第三課)